

プロジェクト **リース**項目 **第 510 回企業会計基準委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料では、第 510 回企業会計基準委員会（2023 年 9 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

公開草案に寄せられた主なコメントの概要について

2. 質問 20 から質問 27 について、個別の審議事項とするものとコメント対応案の検討において対応するものの切り分けに関する事務局の提案に賛成する。
3. 質問 21 の注記事項については、作成者と利用者で意見が異なっているように見えるが、どちらの意見も利用者にとって有用な情報となる注記に絞って開示を求めるべきであるという趣旨と考える。個別検討を行うにあたっては、コメント提供者がどの注記が有用であると考えているか、コストがかかると考えているかを確認する必要があると考えられるため、アウトリーチを含め検討を早めに始める必要があると考える。
4. 連結財務諸表を作成していない企業に対して膨大な注記に対応するための作成者の負担を考慮すべきとの意見について、これまで公表している会計基準からも個別財務諸表のみを作成している企業に対して連結財務諸表と同程度の注記を求めることが原則であると理解しており、この意見に対応することは難しいと考えるが、連結財務諸表と個別財務諸表で濃淡をつけるべきという考え方もあることから、会計基準としてどうあるべきなのかも含めて検討していただきたい。

開発にあたっての基本的な方針（借手の会計処理）について**(2 区分の会計処理モデルの選択適用を認めるべきという意見への対応)**

5. 2 区分の会計処理モデルの選択適用を認めないこととする事務局提案に賛成する。会計処理モデルの選択適用を認めた場合、会計基準が複雑となり簡素で利便性が高い会計基準の開発という基本的な方針と整合しないと考える。
6. 2 区分の会計処理モデルの選択適用を認めないこととする事務局提案に賛成する。リース取引という重要な取引について会計処理モデルの選択適用を認めた場合、日本基準を採用している企業間において比較可能性が大きく損なわれることになるかと考える。

7. 会計処理モデルの選択適用を認めると、財務諸表利用者にとって追加的な調整コストが発生すること、また、会計処理モデルといった根幹となるものに対して選択適用を認めることはマーケットから受け入れられないと考えられることから、2 区分の会計処理モデルの選択適用を認めないこととする事務局提案に賛成する。
8. 2 区分の会計処理モデルにも利点はあるが、会計処理モデルの選択適用を認めた場合の弊害は大きく、単一の会計処理モデルを採用する事務局提案に賛成する。
9. リースの会計処理は有利子負債等に与える影響が大きく、また、会計処理モデルの選択適用の場合に財務諸表利用者が単一の会計処理モデルの会計処理に調整することも困難と考えられるため、単一の会計処理モデルを採用する事務局提案に賛成する。
10. 財務諸表の利用者が、Topic 842 を適用している企業の分析において IFRS 第 16 号の会計処理（リース費用を償却費と利息費用に配分する処理）に調整を行っているか否かを再度確認してはどうか。

(IFRS 第 16 号と同じ会計処理を定めるべきとの意見への対応)

11. 代替的な取扱いを設けるべきではないとするコメントに対応しないという事務局提案に賛成する。IFRS 第 16 号と異なる会計処理は国際的な比較可能性を損なわない範囲で定めていくという点を念頭において、基準の開発を進めていくことが必要であると考え。

コメント対応表（質問 1）について**(コメント 1-12 について)**

12. 現行の企業会計基準第 13 号の会計処理を維持すべきとするコメントに対応しないという事務局の対応案に賛成するが、自動車のリースがオンバランスにはなじまないという意見に対するコメントの対応案の記載において、リースの定義を満たす部分については本会計基準等に従いリースとして会計処理を行うことが目的適合性のある情報を提供することの理由を記載する必要があると考える。

(コメント 1-17 について)

13. 「すべてのリースを金融の提供として捉え」という表現について、リースは金融の提供のみであるかのように読めるため、例えば「リースには金利の要素が含まれており、金利を適切に会計処理するために単一の会計処理モデルを採用する」というような表現に変更することを検討してはどうか。この点に関連して、IASB の基本財務諸表プロジェクトにおいても、リース負債は他の金融負債と性質が全く同じであると捉えていないようにも見受けられるため、本会計基準案が単一の会計処理モデルを採用することとした理

由として、IFRS 第 16 号が開発された当時の考え方の記載をそのまま取り入れる必要はないと考える。

以 上